〇健康運動実践指導者養成校関係の受験資格(「健康運動実践指導者養成校養成講座修了者に対する認定試験のご案内」により告知)

【 現 行 】

【見直し後】

健康運動実践指導者養成校において養成講座を修了し、かつ、次の要件を満たしている場合に、在学中に認定試験の受験資格が与えられます。

健康運動実践指導者養成校に<u>在学中であって</u>、養成講座を修了し、かつ、<u>当</u> 該校の1年以上の課程を修了した者。

- (1) 大学の場合、当該大学の2年以上の課程を修了した者
- (2) 短期大学の場合、当該短期大学を卒業見込みの者
- (3) 専修学校の場合、当該専修学校を卒業見込みの者
- (注) 卒業後、新規に受験を申し込むことはできません。

- (注)<u>健康運動実践指導者養成校卒業後については、次の①及び②の者については再受験者として受験資格がありますが、次の①及び②以外の者については、認定試験の受験を申し込むことはできません。</u>
 - ① 在学中に認定試験の受験申し込みを行ったが当該試験を欠席した者
 - ② 在学中に認定試験を受験したが不合格となった者

※平成29年度に実施の認定試験から